こうとう区報
NO.1827
平成26年(2014年)
11/1
毎月1日・11日・21日発行
発行:江東区/編集:広報広聴課
〒135-8383 江東区東陽四丁目11-28
http://www.city.koto.lg.jp
☎3647-9111(代)

介護保険制度が大幅改正

ポイント 地域包括ケアシステムの構築　費用負担の公平化

主な改正点 ①(平成28年4月～)

「要支援」の訪問介護・通所介護

現在		平成28年度～
全国一律の基準(予防給付)	移行	地域の実情に応じた取り組み(地域支援事業)

介護事業者や住民団体、ボランティアなど多様な主体がサービスを提供

※「要介護」の訪問介護・通所介護は変更ありません。

主な改正点 ②(平成27年4月～)

特別養護老人ホームへの新規入所

原則 要介護3 以上に

主な改正点 ③(平成27年8月～)

低所得者

➡ **保険料の軽減割合を拡大**

一定以上の所得のある利用者

➡ **サービス利用の自己負担を 2割に**

主な改正点 ④(平成27年8月～)

施設利用者の食費・居住費への補助を受ける要件に資産等を追加

補助対象外となる場合

○預貯金が一定額以上ある
○配偶者が課税されている

※世帯分離していても同様

地域包括ケアシステムとは

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを包括的に提供する体制

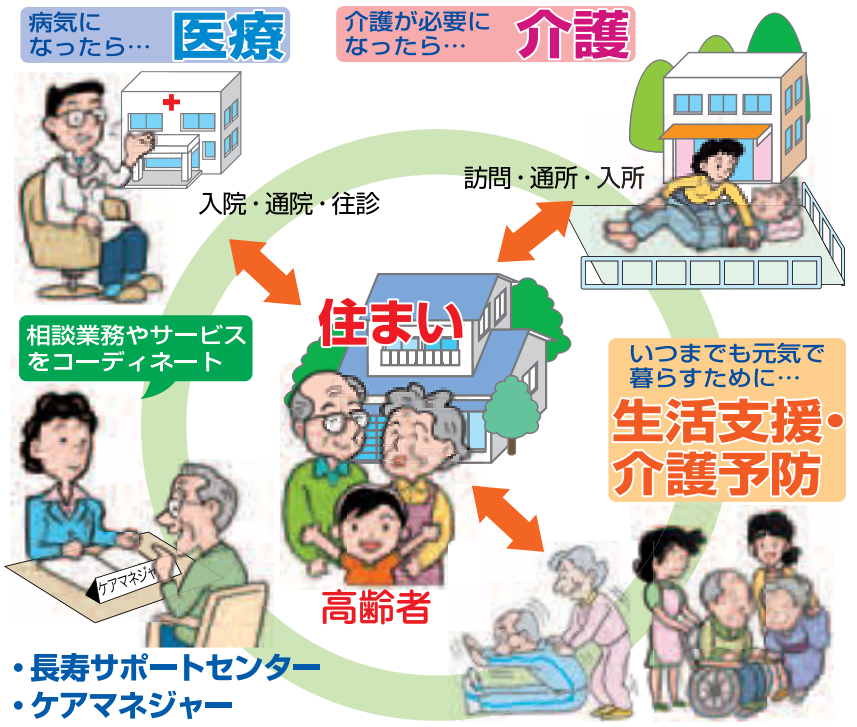

今年6月、社会保障・税一体改革の実現に向けた「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立しました。これにより平成27年4月から介護保険制度が改正されます。

地域包括ケアシステムの構築

生活支援サービスの充実

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加に対応し、日常生活上の支援が必要な方が、地域で安心して在宅生活を継続できるよう、介護事業者のほか、住民団体やボランティア、NPO等の参画により生活支援サービスの提供体制を整備します。

予防給付の一部を地域支援事業へ移行(平成28年度～)

予防給付の一部(「要支援」の方の訪問介護および通所介護)について、今まで全国一律の基準に基づくサービスであったものを、地域の実情に応じて、区が効果的、効率的に実施することができるサービス(地域支援事業)に移行します。

区では、現在サービスを利用している方が円滑に移行できるよう、経過措置期間を設け、平成28年度から実施する予定です。また、介護予防事業も、平成28年度から日常の活動や社会参加を促し、生活の質の向上を目指すものに再編していきます。

特養ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定

限られた施設の中で、より必要性の高い方が入所しやすくなるよう、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化していきます。ただし、既入所者およびやむを得ない事情による特例入所者は除きます。

費用負担の公平化

介護保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平化を図っていくため、低所得者の保険料軽減と所得や資産のある方の利用者負担の見直しを行います。

低所得者の保険料の軽減割合を拡大

従来の仕組みとは別枠でさらに公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大します。

一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ

一定以上の所得がある方について、介護サービスの自己負担割合を1割から2割に引き上げます。認定を受けている方には負担割合を表示した証を平成27年7月以降発行します。

食費・居住費への補助を受ける要件に資産等を追加

住民税非課税世帯の施設利用者には補足給付として食費・居住費を補助していますが、在宅で暮らす方との公平性や財源が保険料であることを考慮し、支給を判断する要件に預貯金や配偶者の所得等を追加します。

次期「介護保険事業計画」で取り組みを具体化

このほか、「在宅医療・介護連携」「認知症施策」の推進なども含めた制度改正への対応については、「江東区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27～29年度)」を策定し、12月ごろに「中間のまとめ」としてお知らせする予定です。

問 介護保険課庶務係 ☎(3647)9481 FAX(3647)9466

[厚生労働省ホームページ(資料)]http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000052337.html

今号の主な内容 [2面]臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 未申請の方へ通知を発送、肝炎医療費助成 対象となる治療法が追加 [4面]JTB旅いく×アウトオブキッザニアin KOTO 参加企業募集

UD FONT

2つの給付金

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

未申請の方へ通知を発送 11／4（火）～

4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するため、臨時福祉給付金または子育て世帯臨時特例給付金を支給しています。

未申請の方へ通知を送付

区では、すでに対象となる可能性のある方へ申請書を送付していますが、10月下旬までに申請をしていない方に、臨時福祉給付金または子育て世帯臨時特例給付金の勧奨通知を送付します。

すでに申請書を提出された方にも、行き違いで届く場合がありますので、ご了承ください。

また、申請書が届いても対象外となる場合や、対象の方でも申請書が届かない可能性がありますので、不明な点がありましたら、コールセンターへお問い合わせください。

申請期間は平成27年1月14日（水）まで

申請書の提出期間は、平成27年1月14日（水）までです。期間内に申請書を提出されない場合は、給付金の申し込みをすることができなくなります。お早めに提出してください。

臨時福祉給付金は申請から振り込みまでに1～2か月ほどかかります。

子育て世帯臨時特例給付金の振り込みは、申請した月の翌月または翌々月の12日前後となります。

申請された方の中で、審査にお時間がかかる方もいます。また、申請が短期間に集中した場合は、さらにお時間をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

給付金を装った詐欺に注意を

区や厚生労働省が、給付金支給のためにATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作や手数料などの振り込みをお願いすることは絶対にありません。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の支給を装った「振り込め詐欺」にご注意ください。

【コールセンター・相談窓口受付時間】月～金曜の午前9時～午後5時15分

【相談窓口設置場所】江東区文化センター2階特設会場（東陽4－11－3）※区役所および江東区文化センターの駐車場は、駐車できる台数が限られているため、なるべく公共交通機関のご利用をお願いします。

問 コールセンター ☎（3647）4596

【厚生労働省の専用ダイヤル（平日の午前9時～午後6時）】 ☎0570（037）192

11月は児童虐待防止推進月間

ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪

児童虐待により、こどもの生命が奪われる重大な事件が後を絶ちません。

全国の児童相談所では、平成25年度の虐待対応件数が73、765件となり、毎年約10％増えています。

警察や区役所等への通告も同様に急増しています。

こどもの声を、社会全体が耳を澄まして聞いて、児童虐待の予防と対策に取り組みます。

オレンジリボンをまちなかに

月間中は「こどもの虐待をなくしたい」という気持ちを込め、児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボン等を、子ども家庭支援センターや子育て支援課等の窓口で配布します。

江東区を、オレンジリボンでいっぱいにしましょう。

「児童虐待かな」と思ったら

「こどもが辛そうだな」「お父さん、お母さんが大変そうだな」と思ったら、児童虐待ホットラインや子育て支援課要保護支援担当にご相談ください。保護者はもちろん、虐待されているこどもは自ら助けを求めることが上手にできません。こどもや親の声を、代わりに届けてください。連絡した方の秘密は守られます。

「つらいな」と感じたら

子育て中には、子育てを負担に感じたり、思わずこどもを叩いてしまいそうになったり、誰かに話を聞いてほしいと思うことがあるものです。そんな時には相談窓口に電話をください。電話は匿名でもかけられ、秘密は守られます。また、地域の民生・児童委員・主任児童委員も身近な子育て家庭の応援団です。

虐待を予防できるまちに

児童虐待は予防することが一番大切です。虐待は孤立した人間関係の中に発生します。子育て中の人を見かけたり、こどもを見つけたりしたら、声をかけてみませんか。あなたの思いやりのあるおせっかいは、こどもを守り、子育てしやすく、児童虐待を予防できるまちをつくる力になります。

問 子育て支援課要保護支援担当 ☎（3647）4408

児童虐待・養育相談窓口

児童虐待ホットライン（南砂子ども家庭支援センター）（月～土曜9:00～18:00）	☎3646-5481
子育て支援課要保護支援担当（区役所3階15番）	☎3647-4408
※夜間・休日の緊急時 東京都児童相談センター	☎5937-2330

子育ての相談窓口

子ども家庭支援センター 月～土曜の9:00～18:00	
東陽（東陽3-1-2）	☎3699-4871
大島（大島4-1-37）	☎5836-1621
深川北（高橋14-6）	☎5600-8701
南砂（南砂3-14-1-101）	☎5617-7772
豊洲（豊洲5-5-1-201）	☎3536-7681
保健相談所	
城東（大島3-1-3）	☎3637-6521
深川（白河3-4-3-301）	☎3641-1181
深川南部（枝川1-8-15-102）	☎5632-2291
城東南部（南砂4-3-10）	☎5606-5001

振り込め詐欺に注意！

不審な電話があったらすぐに最寄りの警察署へ

今年8月末の都内における、振り込め詐欺（特殊詐欺）被害件数は1、448件、被害額は約51億4、983万円となっています。区内でも37件、約1億5、140万円もの被害が発生しています。

誰でも油断は禁物

被害者の約9割が「自分は大丈夫と思っていた」という調査結果が出ています。

被害にあわないために

○「携帯電話を無くした」「電話番号が変わった」は振り込め詐欺を疑う

○どんな理由でも、知らない人には絶対にお金や通帳・カードは渡さない

不審な電話などがあったら

○息子や孫を名乗る者から至急のお金の援助を頼まれたら、息子や孫が「以前から使っている」携帯電話に確認

○息子や孫に電話をしてもつながらない時には、警察に電話

○知らない業者から未公開株や社債などの投資に関するパンフレットが郵送で届いたり、勧誘する電話があったら最寄りの警察署にすぐに相談

問 深川警察署 ☎（3641）0110

城東警察署 ☎（3699）0110

東京湾岸警察署 ☎（3570）0110

危機管理課防犯担当 ☎（3647）4399

肝炎医療費助成対象となる治療法が追加

該当する方は平成27年3月末までに手続きを

C型ウイルス肝炎またはC型代償性肝硬変の方が受けられる医療助成について、次の治療法が新たに助成の対象となりました。該当する方は申請手続きを行ってください。

申請には所定の診断書等各種書類が必要です。

平成27年3月31日（火）までの間に医療助成申請を行った方は、医療助成の開始日を、保険適用日の平成26年9月2日までさかのぼることができます。

詳細はお問い合わせください。

【新たに医療費助成の対象となった治療法】

○ダクラタスビルとアスナプレビルによる併用療法（インターフェロンフリー治療）

申 必要書類を持参し、保健所・各保健相談所窓口へ

問 保健所保健予防課保健係 ☎（3647）5906

健康診査の受診はお早めに

40歳以上の国保・後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

江東区の健康診査は、体重や腹囲、血圧測定、血液検査等の基本的な検査に加え、胸部X線検査や心電図検査なども無料で受けられるお得な健診です。

対象者には、受診券シールをお送りしています。

受診券シールを紛失された方や転入等で届いていない方は、保健所健康推進課健康づくり係までご連絡ください。

実施期間は、平成27年2月20日（金）までです。締切前は大変込み合いますので、早めに受診しましょう。

※一部の医療機関は、期間が異なります。

人 40歳以上の国保・後期高齢者医療制度加入者 費 無料

問 医療保険課医療保健係 ☎（3647）8516

【受診券シール再発行に関すること】

保健所健康推進課健康づくり係 ☎（3647）9487

凡例
時 日時　場 場所　集 集合　人 対象・定員　費 費用　内 内容　師 講師　保 一時保育　締 締切日　申 申込　問 問合先　HP ホームページ　e Eメール

税を考える週間
テーマは「税の役割と税務署の仕事」
11/11(火)～17(月)

国税庁では11月11日～17日を「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を実施しています。また、「税務署の仕事」をテーマにした動画を配信しています(下記二次元コードからご覧になれます)。

税務署での面接相談は事前予約を

税務署での面接相談を希望の場合は事前予約をお願いします。予約を申し込む際は、面接相談を希望される税務署に電話し、自動音声案内にしたがって「2」番を選択してください。

所得税の予定納税(第2期分)

12月1日(月)は、平成26年分の所得税の予定納税(第2期分)の納期限です。なお、予定納税減額申請の提出期限は、11月17日(月)です。

記帳・帳簿等の保存制度

個人の白色申告の方で、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となっています。記帳等の仕方がわからない方は、税務署にお問い合わせください※所得税および復興特別所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

納税証明書の交付はオンライン請求がお得

納税証明書の交付を自宅等のパソコンからオンライン請求すると、通常手数料1税目1年度分400円が370円になります。さらに、窓口で納税証明書を受け取る場合には電子証明書の添付が不要となります。詳しくはe-Taxホームページ(HP www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

年末調整等説明会

平成26年分の給与所得に対する年末調整等の説明会を開催します。

時 場 下表のとおり
問 江東西税務署 ☎(3633)6211
江東東税務署 ☎(3685)6311
【給与支払報告書関係の問合先】課税課課税計画係・課税第一係・課税第二係 ☎(3647)8001～2・8004

	江東西税務署管内		江東東税務署管内
日程	11/6(木)	11/7(金)	11/14(金)
	13:30～15:30(開場13:00)	10:00～12:00(開場9:30)	10:00～12:00(開場9:30)
		13:30～15:30(開場13:00)	13:45～15:45(開場13:00)
会場	江東区文化センター2階ホール(東陽4-11-3)		カメリアプラザ3階カメリアホール(亀戸2-19-1)

区政最前線
区長室から

浸水のまちから親水のまちへ

先月は台風18号・19号が、2週続いて首都圏を直撃しました。区土木部は、浸水を防ぐため、道路の雨マスを塞ぐごみや落ち葉などを取り除く清掃を各前日に実施し、18号では、数件の冠水や倒木があったものの大きな被害はありませんでした。江東区が台風で大規模な水害に襲われなくなったのはいつごろからでしょう。昭和40年までは内部河川と東京湾の水位は同じでした。このため台風の低気圧で上昇した水面が暴風雨で陸に押し寄せる高潮や、地盤沈下の影響を受けた堤防の決壊などで川の水が区内をたびたび襲っていたのです。

昭和41年、江東区と墨田区の周りを囲む形で、隅田川と荒川沿い、そして本区の南部をぐるっと繋いだ堤防が完成しました。外郭堤防です。内部河川が注ぎ込む所には水門が設置され、川に注いだ雨水を外郭堤防の外側に出す排水機場も複数つくられました。内部河川の水位は調整できるようになり、区内東側の内部河川では、普段からの水位も低くしました。これらの対策以降大規模な水害はほとんどありません。しかし私たちの住む江東区は、その3割が東京湾の干潮時の水面より低い土地であることは忘れないでください。そして現在の脅威は集中豪雨です。雨水は下水道に流れますが、その処理量を超える雨が短時間に降り、時に浸水が起こってしまいます。このため現在も雨水対策で直径6mの下水管を4km以上つくる工事の最中です。昔、背を向けていた川も、今や散歩道や川の駅、カヌーなど皆さんの生活の中に入ってきました。江東区は浸水のまちから親水のまちへと変化していきます。

江東区景観計画を一部改定
集合住宅のベランダ等の形態に新基準を追加

区では良好な景観づくりのため、新築や改築などを行う集合住宅に新しい基準を追加しました。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

新しい景観形成基準

建築物に係る景観形成基準の「形態・意匠・色彩」の項目に次の基準を追加します。

○集合住宅のバルコニーやベランダについては、道路から洗濯物が見えにくい構造・意匠とするとともに、エアコンの室外機等が目立たないよう配慮する。

平成27年1月から区内全域で適用

新基準は、平成27年1月届出から適用されます。詳細は都市計画課(区役所5階21番)で配付する資料または、区ホームページをご覧ください。

問 都市計画課都市計画担当(景観) ☎(3647)9183

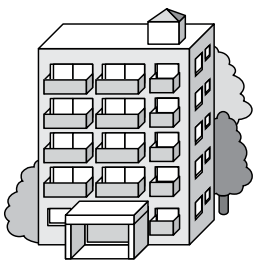

11月は子ども・若者育成支援強調月間
いのち輝く　みんなの未来

近年、就業形態の多様化や情報化社会の進展により、こども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。非正規労働の若者が増加し、フリーターやニートの数も高止まり状態が続くなど、若者の社会的自立の遅れも深刻です。また、少年による凶悪犯罪やいじめ問題、児童虐待や児童ポルノ、薬物乱用の低年齢化、こどもや若者が被害者になる事件等の相次ぐ発生や、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある違法・有害情報の氾濫も懸念されます。

区と地域が力を合わせ、こどもや若者が社会生活を円滑に営めるよう支援を継続していく必要があります。

内閣府は、子ども・若者育成支援に関する運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、毎年11月を「子ども・若者育成支援強調月間」と定め、区でも、青少年を犯罪や有害環境等から守るための取り組みの推進、いじめの防止や児童虐待の予防と対応、子育て家庭への支援などを地域や関係団体とともに集中的に実施しています。家庭、地域、学校、関係機関においては、こども・若者育成支援に対する理解と各種活動への積極的な参加とご協力をお願いします。

問 青少年課青少年係 ☎(3647)9813 FAX(3647)8474

ひとり暮らし高齢者の皆さんへ
電話訪問　声かけ訪問で安心した暮らしを

区では、ひとり暮らし高齢者の皆さんが安心して暮らせるよう、安否確認や孤独感の緩和を目的とした電話訪問や声かけ訪問を実施しています。

【電話訪問】週1回程度電話でお元気かどうか確認します。ひとり暮らしの孤独感緩和を図るため、電話訪問員が10分程度お話をします。

【声かけ訪問】訪問員が、週3回程度お元気な姿を確認し、乳酸菌飲料を直接お渡しします。

いずれも、1週間不在が続くと、あらかじめ登録いただいた緊急連絡先へ連絡するなど、安否確認をします。

人 区内在住の70歳以上のひとり暮らしで、次のすべての要件を満たす方

①安否確認が可能な施設(シルバーピア等の高齢者住宅、老人ホーム等)に入居していない方

②他の安否確認事業(食事サービス、緊急通報システム(民間型)等)を受けていない方

③事業目的が達成できる介護・支援サービス(ヘルパー派遣、デイサービス等)を受けていない方

※電話訪問の場合、②および③の事業を受けている方でも、ご本人の生活状況、健康状態等により受けられる場合があります

申 お近くの長寿サポートセンターおよび長寿サポート(区内21か所)または高齢者支援課地域福祉係(区役所3階9番)窓口で

問 高齢者支援課地域福祉係 ☎(3647)9468 FAX(3647)9247

放置自転車は社会の迷惑。撤去・返還のほか、撤去の要望など放置自転車に関するお問い合わせは自転車コールセンター☎6659-8699へ。

JTB旅いく×アウトオブキッザニア in KOTO 参加企業募集

こどもたちに職場体験の場を提供して企業をPR

小中学生とその保護者を対象とした有料のものづくり体験・職業体験事業を行う企業を募集しています。

参加企業は、「キッザニア」を運営するKCJ GROUP(株)(以下KCJ)とともに体験商品や体験内容を考え、自社工場(または事務所)で体験事業を行います。後継者育成の一環として、また、企業の知名度向上に活用してみませんか。

※今年度のものづくり体験商品、事業スケジュール等の詳細は、区ホームページをご覧ください。

募集企業 本社が江東区にあり、体験する場所(工場または事務所)を区内に持つものづくりの中小企業で、小中学校の長期休暇中(夏休み等)に体験事業を実施できる企業2社程度(書類審査と事業所訪問のうえ決定)

費用等

○体験者から受け取る体験料金(3,000円～4,000円)の20%程度を、手数料として(株)JTBコーポレートセールス(以下JTB)・KCJにお支払いいただきます。

○JTB・KCJへの委託費用、事業の広告宣伝費等は区が支払います。

締 11月25日(火)

申 「JTB旅いく×アウトオブキッザニアinKOTOものづくり体験事業計画書」(区ホームページから入手可)等に記入し、経済課産業振興係(4階29番)窓口で

☎(3647)2332

江東区成人式 平成27年1／12(月・祝)

対象者には12月上旬に招待状を送付 震災で避難されている新成人もご招待

対象の方に、12月上旬に招待状をお送りします。

時 平成27年1月12日(月・祝)午前9時開場(午前10時半式典開始) **場** ティアラこうとう(住吉2-28-36) **人** 平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれで、江東区に住民登録のある方・東日本大震災により本区に避難されていて、全国避難者情報システムに登録のある方

区内への避難者を招待

震災により区内に避難されている新成人の方を成人式に招待します。本区で住民基本台帳または全国避難者情報システムに登録をしていない避難者の方で、参加希望の方はご連絡ください。

※晴れ着などの準備がご心配な方は、東京都美容生活衛生同業組合深川・城東支部に協力いただけますのでご相談ください。

区民住宅ウインズパレス亀戸 入居者随時募集

一部の不動産店舗でもご案内

区民住宅は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき建設された住宅で、民間賃貸住宅を一定期間区が借り上げ、住宅を必要とする中堅所得者ファミリー世帯向けに供給している住宅です。入居にあたり礼金や仲介手数料が不要です。

申込資格 区民または区内に勤務している方、もしくは、区内に住んでいる親との近居を希望される方で、居住するための住宅を必要としている中堅所得者に該当する2人以上の世帯は住宅課にお問い合わせください。

募集住宅 ウインズパレス亀戸(亀戸4-28-3) ※空き住戸

間取り 2LDK **使用料** 107,800円～120,800円

※使用料は部屋のタイプにより異なります

共益費 13,000円

申 区内の不動産協力店舗を経由して申し込むか、住宅課住宅管理係(区役所5階2番)窓口で(申込書は、区ホームページからも入手できます。出張所では配布しません)

※不動産協力店舗は住宅課にお問い合わせください。

問 住宅課住宅管理係 ☎(3647)9464

みんなでつくるきれいな空

アイドリング・ストップ、公共交通機関の利用を

冬期は、窒素酸化物などの大気汚染物質濃度が高くなる傾向があります。これは、冬特有の気象条件により、空気の対流が起こりにくく、汚れた空気が地上付近にたまりやすいことなどが原因と考えられます。

自動車を駐車または停車する際、アイドリング・ストップをすると、大気汚染防止となるだけでなく、燃料の節約により省エネルギー効果があり、二酸化炭素排出量が削減されて、地球温暖化対策にもなります。

また、大気汚染の要因のひとつに、自動車交通量の増加があります。自家用車の使用を控えて、なるべく自転車や公共交通機関を使うようにしましょう。

問 環境保全課調査係 ☎(3647)6148

男女共同参画推進センター講座 地域で活躍！女性のためのリーダーシップ応援セミナー

PTAや町会、サークル活動などで活躍中の方はもちろん、これから担う方や活動を始めようとしている方必聴です！さまざまな人の意見をまとめるのに、悩んだり不安になることもあると思います。そんな思いを吐き出し、自身の考え方のタイプを知ることで、もっと楽しく効率良く活動できるようになるかもしれません。ワークやディスカッションを行い、「まとめ役」「リーダーシップ」などについて考え、今後に活かしましょう。

時 12月11日・18日(木曜全2回)午前10時～正午 **場** 男女共同参画推進センター **人** 女性30人(全回参加できる方を優先し、抽選) **費** 無料 **師** 藤田潮(ａｎｄＣｓ(アンドシーズ)代表) **保** 幼児(1歳6カ月～就学前)10人程度(無料・申込時要予約)

締 11月24日(月・祝)必着

申 11月5日(水)から電話、窓口またはファクス、はがきに①講座名②氏名・フリガナ③生まれ年④性別⑤郵便番号・住所⑥電話番号⑦ファクス番号⑧保育希望の有無(希望の場合は⑨お子さんの氏名・フリガナ⑩生年月日⑪性別⑫さくらんぼ保育室利用経験の有無も)を記入し、〒135-0011扇橋3-22-2(パルシティ江東内)男女共同参画推進センターへ※区ホームページからも申込できます

☎(5683)0341 FAX(5683)0340

いざというときに自分で守る！女性のための防犯★護身術(Wen-Do)講座 12/6(土)

女性が犯罪から自分自身を守るためにできることを学びます。前半は、深川警察署員から区内における性犯罪やひったくりなど女性が被害にあいやすい犯罪の発生状況や傾向を聞き、普段から気を付けることを学びます。後半は、女性のためにつくられた護身術「Wen-Do(ウェンドー)」を体験します。

※武道経験は不問です。

時 12月6日(土)午前10時～午後0時半 **場** 男女共同参画推進センター **人** 中学生以上の女性25人(抽選) **費** 無料 **師** 深川警察署生活安全課署員、大沼もと子(Wen-Doインストラクター) **保** 幼児(1歳6か月～就学前)10人程度(無料・申込時要予約)

締 11月19日(水)必着

申 11月5日(水)から電話、窓口またはファクス、はがきに①講座名②氏名・フリガナ③生まれ年④性別⑤郵便番号・住所⑥電話番号⑦ファクス番号⑧保育希望の有無(希望の場合は⑨お子さんの氏名・フリガナ⑩生年月日⑪性別⑫さくらんぼ保育室利用経験の有無も)を記入し、〒135-0011扇橋3-22-2(パルシティ江東内)男女共同参画推進センターへ※区ホームページからも申込できます

☎(5683)0341 FAX(5683)0340

東日本大震災の被災者への義援金ありがとうございました

―義援金は引き続き平成27年3月末まで受付中―

区役所地域振興課および出張所窓口に寄せられた東日本大震災義援金は9/30までに601件、総額1億3,165万9,112円になりました。区報掲載にてお礼とご報告に代えさせていただきます。今回、9/30までに寄せられた中で、これまで区報に掲載できなかった個人・団体を掲載させていただきます。義援金の受付は地域振興課(区役所4階26番)および各出張所地域振興担当で受け付けているほか、郵便局からの口座振替もご利用できます。

いただきました義援金は日本赤十字社を通して全額が被災者に直接届けられます(※日本赤十字社の救護活動費等は別途募集している寄付(社資)によって賄われています)。引き続きのご支援をよろしくお願いします。

口座番号 00140-8-507 **口座名義** 日本赤十字社東日本大震災義援金※通信欄に「東日本大震災義援金」と必ず記入してください。

問 日本赤十字社東京都支部江東区地区(区役所地域振興課地域振興係内)☎3647-4962

(敬称略・受付順)※掲載にご了承いただいた方のみ記載しています。
▶洲﨑神社15,788円▶江東アマチュアバンド活動推進委員会20,840円

区内共通商品券の使用はお早めに 江東区内共通商品券の使い残しはありませんか。まだ、お手元にある方は、早めにご使用ください。
問 江東区商店街振興組合連合会☎3645-1231、経済課商業振興係☎3647-9502